

大安協発 第3-92号

令和3年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会
事 務



「放置ボンベ撲滅」の取組成果(令和3年度上半期)について

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

保安3法事務連携機構おおさかより、添付の《「放置ボンベ撲滅」取組成果(令和3年度上半期)の集計結果》の通知を受けましたのでお知らせ致します。

【添付】

令和3年度上半期「放置ボンベ撲滅」の取組成果について（保安3法事務
連携機構おおさか）

以 上

令和3年10月28日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会 御中

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和3年度上半期）の集計結果について

錦秋の候、貴協会にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は保安3法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における令和3年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして別紙のとおり取りまとめましたので、参考にお知らせいたします。内容にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

今後とも保安3法事務連携機構おおさかの運営にご協力の程よろしく願いいたします。

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)
担当 / 堀内・西山 / 06 - 4393 - 6267
pa0032@city.osaka.lg.jp

令和3年度上半期「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

保安3法事務連携機構おおさか

令和3年度上半期の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおりです。

取組実施機関 府内25消防本部及び大阪府（高槻市）

取組集計期間 令和3年4月1日～令和3年9月30日

1 総括表

(1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	72	撤去数	68	所有者へ返却	29
				所有者以外の販売店が回収	5
				容器管理委員会が回収	32
				その他A	2
	管理状況 是正数	4	温度管理	0	
			転倒防止	0	
			その他B	4	

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

○撤去数における「その他A」には、次の事例がありました。

- ・共同住宅ゴミ置き場に放置されていた炭酸ガスボンベについて、マンションの所有者が廃棄業者へ連絡したもの。
- ・市が管理する植樹帯に放置されていた窒素ガスボンベについて、市の所管部署が産業廃棄物処理業者へ連絡したもの。

○管理状況是正数における「その他B」には次の事例がありました。

- ・直射日光を受ける場所で放置されていたため、風通しの良い場所に保管するよう指導したもの。
- ・劣化したLPガスボンベ2本があるとの通報をもとに現地確認を行ったところ、現在も使用中であったため劣化したボンベの危険性を伝え、早急に販売店へ相談の連絡をするよう指導したもの。

(2) 発見場所数

発見場所数 合計	23	事業所数	15	工場・作業場	0
				飲食店	0
				廃品回収・処分事業所	0
				その他C	15
	空地・道路 ・河川等 数	8			

○容器の発見場所の「その他C」には、次の事例がありました。

- ・自宅のガレージ・温泉施設の地下1階・屋外の駐車場・一般住宅敷地内・共同住宅敷地内・共同住宅のごみ置き場・高速道路のインター料金所敷地内

2 ボンベ別

撤去したボンベの本数をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	11	7	0	6	3	0
炭酸ガス	24	22	0	23	1	0
アセチレン	4	3	0	2	2	0
LPガス	5	3	0	4	0	0
フルオロカーボン	18	1	0	14	5	0
その他	3	0	0	1	2	0
不明	3	1	0	1	3	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

3 覚知・発見場所・対応別

撤去したボンベの本数を覚知・発見場所・対応別に集計

覚知別	発見場所別	対応別				
		所有者へ 返却	所有者以外 の販売店が 回収	容器管理 委員会が 回収	その他	
立入検査	事業所	工場・作業場	0	0	0	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
		その他	0	1	22	0
その他 職員発見 ・通報等	事業所	工場・作業場	0	0	0	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
		その他	16	1	7	1
	空地・道路・河川等	13	3	3	1	

4 経緯等

容器の放置から発見・通報に至るまで、府内で次のような事例があります。

- ・建設局職員が河川敷に長期間放置されていた酸素ボンベ4本及びアセチレンボンベを発見し、消防へ通報があったもの。
- ・自宅1階ガレージに長期間放置されていたフルオロカーボンボンベ、LPガスボンベ、アセチレンガスボンベ及び酸素ボンベの取り扱いについて、市民から消防へ相談があったもの。
- ・消防職員が立入検査時に、用途変更による不活性ガス消火設備の廃止のため放置されていた炭酸ガスボンベ22本を発見したもの。
- ・近隣住民が屋外に放置されていたアセチレンボンベ2本を発見し、消防へ通報があったもの。
- ・消防職員が立入検査時に、長期間放置されていたアルゴンと炭酸ガスの混合ガスボンベを発見したもの。
- ・借地の資材置場に放置されていた酸素ボンベ及びアセチレンボンベが発見され、消防へ通報があったもの。
- ・自身が作業を行う畑において地中から内在ガス不明のボンベを発見し、消防へ通報があったもの。
- ・消防職員が警防活動時に、指令場所の共同住宅敷地内に放置されていた炭酸ガスボンベを発見したもの。
- ・法人の職員が、当該法人の所有する敷地内に放置されていたアセチレンボンベを発見し、消防へ通報があったもの。
- ・ガソリンスタンドの敷地内に長期間放置されていたフルオロカーボンボンベの処分方法について、店長から消防へ相談があったもの。
- ・空地の所有者が当該空地に放置されていた酸素ボンベを発見し、消防へ通報があったもの。
- ・消防職員が地水利調査時に、空き家の敷地内に放置されていたLPガスボンベを発見したもの。
- ・消防職員が救急活動時に、付近路上に放置されていた酸素ボンベを発見したもの。
- ・長年所有していたLPガスボンベ2本の処理方法について、市民から消防へ相談があったもの。
- ・近隣住民がゴルフ場の私有地に放置されていたLPガスボンベを発見し、消防へ通報があったもの。
- ・自宅2階のベランダに保管していたフルオロカーボンボンベの処分方法について、市民から消防へ相談があったもの。

以上となります。